

行方市共創モデル実証運行事業支援業務 仕様書

1 業務名称

行方市共創モデル実証運行事業支援業務

2 目的

行方市では、老年人口比率が 38.1%に達しており、交通空白地域も多いことから、高齢者をはじめとする移動困難者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。また、住民アンケートからも、移動利便性の向上が住民定住促進においても重要であることが明らかとなっている。

こうした背景を踏まえ、本業務では「行方市都市計画マスタープラン」および「行方市地域公共交通計画」に基づき、誰もが安心して暮らせる都市づくりを目指し、以下を目的として実施する。

- ・ビッグデータや住民アンケート等を活用して地域の移動課題を的確に把握・可視化し、既存交通の改善と再編の方向性を明らかにすること。
- ・地域住民の生活圏やニーズを踏まえた最適な交通手段の配置やサービス提供モデルを検討すること。
- ・保健福祉サービスと連携した MaaS の実証運行を通じて、医療・福祉アクセスの向上と生活利便性の確保を図ること。

これにより、高齢者や移動困難者をはじめとする市民が必要な行政サービス・保健福祉サービス等に円滑にアクセスできる環境を整備し、地域の持続可能な交通体系の構築を目指す。

3 契約期間

以下のとおりの契約期間とする。

- ・契約期間 契約日の翌日から令和8年2月13日

4 事業概要

(1) 公共交通課題及び公共施設の最適化分析事業

本事業では、アンケート調査や人流データ等を活用して住民の移動ニーズや地域の交通の現状を把握し、データに基づいた分析を通じて交通再編の方向性を検討する。併せて、地域特性や住民の生活圏を踏まえた再編案の基本設計を行う。

(2) 保健福祉 MaaS の導入・運行支援事業

昨年度導入したマルチタスク車両を活用し、高齢者や移動困難者などを対象とした保健福祉サービスと連携した実証運行を行い、利用者の移動手段の確保や行政サービスの提供方法の改善を図る。実証運行に必要な備品の調達、車両管理、ネットワーク整備等のサポート業務を実施する。

5 委託業務内容

(1) 公共交通課題及び公共施設の最適化分析事業

本事業を円滑かつ確実に実施するため、以下の支援を行う。

①アンケートや人流データによる移動ニーズの把握

アンケートを作成し、日常の移動手段、目的地、移動頻度等の実態を把握する。
また、人流データや既存の統計資料を用いて、生活圈、主要駅・施設への移動パターンを移動元別、時間帯別、施設別等でわかりやすく可視化し、施設配置最適化に伴う交通の見直しの基礎資料とする。

②移動市役所含めた地域全体での利便性向上施策検討

新庁舎統合後の姿を鑑みつつ移動市役所含めた地域全体での利便性向上施策を検討する。

(2) 保健福祉 MaaS の導入・運行支援事業

本事業を円滑かつ確実に実施するため、以下の支援を行う。

①事業の全体管理

- ・全体スケジュール整理、WBS 管理、課題管理
- ・定例会の開催、進行のサポート
- ・KPI の進捗管理/達成支援
- ・その他、資料作成支援など必要な業務

②備品およびネットワーク等の調達

- ・保健福祉 MaaS にて利用するフレイル早期発見システムの手配・運用
- ・その他、保健福祉 MaaS の運行に必要な備品（通信機器、消耗品等）およびネットワーク環境を整備する。

③マルチタスク車両の管理・運行

- ・地元交通事業者など再委託先の整理
- ・(1) のデータ分析を踏まえた運行計画の提案
- ・再委託先を通して車両の点検・整備、燃料管理などを行う。

④報告書の作成

- ・保健福祉 MaaS に係るマニュアル、報告書の提出

6 成果物

成果物はすべて電子データにてメールで提出すること。

1. 移動ニーズ・人流データを踏まえた公共交通検討結果レポート
2. 移動市役所含めた地域全体での利便性向上施策検討結果レポート
3. 保健福祉 MaaS 運行マニュアル
4. 保健福祉 MaaS 運行実施報告書

7 納期

すべての調達品および関連サービスは、令和8年2月13日までに納入・完了すること。

※なお、本業務は国土交通省「令和7年度共創モデル実証運行事業」の活用を想定しており、必要に応じて一部成果物については令和8年1月末までの提出を求める場合がある。その際は受託者と別途協議の上、対応を定めるものとする。

8 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 「行政 MaaS 実施支援業務」「医療 MaaS 実施支援業務」または類似業務の実績があることを条件とする
- (2) 保健福祉 MaaS(行政 MaaS 等)推進にあたって3年以上の実務者を用意できること。
ただし、上記実務者は類似事業の実務経験を有すること。
- (3) 物品の調達、事業企画/支援まで一体で提供が可能であることを条件とする。
- (4) 実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (5) やむを得ない事情により計画変更が発生または、発生が予測される場合は、あらかじめ本市と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。
- (6) 業務委託における資料、根拠等はすべて明確にしておくこと。

別紙

1 保健福祉 MaaS 備品

機器については本市に提案のうえ協議すること。なお、搭載する備品の種類は以下のものとする。

- ・マルチタスク車両に接続可能な車いす用スロープ 1 式
- ・フレイル早期発見システム 1 式
- ・モバイルプリンター 1 台

※以下については既存のものを利用する。

- ・車内ネットワーク 1 式
- ・オンライン会議システム 1 式

その他実証運行に必要な備品は本市と協議のうえ適宜手配をすること。